



後期高齢者医療制度に関する要望書

平成27年11月12日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、様々な改革議論がなされたところであるが、今後も増え続ける高齢者に対応し、持続可能な医療制度としていくには、更なる検討や改善が必要である。

このため、以下の事項について、国による積極的な対応、実現を要望する。

記

《保険料軽減特例措置に関すること》

- 低所得者に対する保険料軽減特例措置について、以下の事項を要望する。
 - ① 高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。
 - ② やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずること。
 - ③ 実施時期等具体的な内容について、早期に示すこと。

《社会保障・税番号制度に関すること》

- 社会保障・税番号制度の施行に伴い、以下の事項を要望する。
 - ① 社会保障・税番号制度への対応は国の施策として行われるべきであるため、標準システムおよび独自システムの改修については、広域連合を補助対象外とせず、所要の国庫補助を行うこと。
 - ② 電算処理システム改修や適応作業、またこれらに係る諸費用について、詳細な仕様書やスケジュールを早急に提示し、適正な導入期間を確保すること。
 - ③ 医療制度における活用方法等が未だ明確でないことから、全体の方針や保険者としての具体的な活用方法について早急に示すこと。

《療養費の適正化に関すること》

- あん摩・マッサージ及び鍼灸に係る療養費の適正化、不正請求防止等を図るため、次の事項について改善を図ること。
 - ① 国及び都道府県に指導監査権限を付与し、疑義が生じた場合には、速やかに指導監査を行うこと。
 - ② 施術に係る関係帳簿の整備保存を義務化するなど、不正請求等防止のための制度改正等の措置を講ずること。
 - ③ あん摩・マッサージ及び鍼灸の医療費適正化について、国の財政支援の措置を講ずること。

以上

平成27年11月12日

厚生労働大臣 塩崎恭久様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾俊彦

